

「医療資源を重点的に活用する外来」の類型・範囲について【論点①】

- 「医療資源を重点的に活用する外来」の類型・範囲について、どのように考えるか。
- 検討会では、「医療資源を重点的に活用する外来」の医療内容の大枠を議論し、具体的な医療内容の詳細は、引き続き、専門家等の入ったワーキンググループなどで検討していくこととしてはどうか。
- 以下の類型は、今回の議論のために、**仮に設定**したもの。

類型① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来

例えば、次のいずれかに該当する入院を「医療資源を重点的に活用する入院」とし、その前後30日間の外来を、類型①に該当する「医療資源を重点的に活用する外来」を受診したものとしてはどうか。

（例：がんの手術のために入院する患者が、術前の説明・検査や、術後のフォローアップを外来で受ける場合など）

- Kコード（手術）を算定
- Jコード（処置）のうちDPC入院で出来高算定できるもの（※1）を算定
※1：6000ml以上の熱傷処置、4時間未満の慢性維持透析、体幹ギブス固定等、1000点以上のもの
- Lコード（麻酔）を算定
- DPC算定病床の入院料区分
- 短期滞在手術等基本料2、3を算定

類型② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来

例えば、次のいずれかに該当する外来を、類型②に該当する「医療資源を重点的に活用する外来」を受診したものとしてはどうか。

- 外来化学療法加算を算定
- 外来放射線治療加算を算定
- 短期滞在手術等基本料1を算定
- Dコード（検査）、Eコード（画像診断）、Jコード（処置）のうち地域包括診療料において包括範囲外とされているもの（※2）を算定
※2：脳誘発電位検査、CT撮影等、550点以上のもの
- Kコード（手術）を算定
- Nコード（病理）を算定

類型③ 特定の領域に特化した知見を有する医師・医療人材を必要とする外来

例えば、次のいずれかに該当する外来を、類型③に該当する「医療資源を重点的に活用する外来」を受診したものとしてはどうか。

- ウイルス疾患指導料を算定
- 難病外来指導管理料を算定
- 診療情報提供料Iを算定した30日以内に別の医療機関を受診した場合、当該「別の医療機関」の外来